



檢使楷榜

坤

三十七

9

73
4846
2止



4846
止



下德中書村總次之書將熊河和果山邊中書書

二月晦日午申中上私由余私和協書同初申書村總次之書
伴熊河和果山邊中書書將熊河和果山邊中書書
同村同廿八日在熊河和果山邊中書書將熊河和果山邊中書書

和
二月

川邊平在邊中

下德中書村總次之書將熊河和果山邊中書書

二月晦日午申中上私由余私和協書同初申書村總次之書
伴熊河和果山邊中書書將熊河和果山邊中書書
同村同廿八日在熊河和果山邊中書書將熊河和果山邊中書書



同女官物打早山際中島身一舟しとの天丁通以味法如知九十二

一 限金
一 無清死人

右無和

- 一 右髪先方肩毛服占裁長字社物遠海無き之和
- 一 同脊長き寸式下社物遠海無き之和
- 一 同腕裏の言長字社物遠海無き之和
- 一 同肩式下社物遠海無き之和
- 一 同日同脚長字社物遠海無き之和

松浦の事
松浦村
松浦
廿二日

- 一 一 尾の肩先長九下社物遠海無き之和
- 一 同腕裏の言長字社物遠海無き之和

ノ七七折

同女官物打早

南月日百五和入年

松浦
廿二日

右の吟味法如親少書とて今年必和較痛死社父少書
多え我を切年一初海村境川戦中多初り上徳書是田物
沖新田村百姓如書書厚くとり日の書語お成如成打
同人方下多戦同月廿七日扱も解は石山法は身は系中如

懐疑者及無しのは葉を以て不事毎段し身家
場不事公女事我中より裁合事不

一曰場不事我見清少和紳尾渡世い多し
上者し中一の抱れ在能次無文の通し情方
かし身底在違也抱れ所り母の并友在違
力知又場不事我山和進く申喜村一の
人抱中上子教之系也八情表下引名ゆ
持手同人事同長和渡交か近而一の
熊次一命不担持新形一日及系杯い
我我活れ在知草母一の仕業申
申事名多事在違

此歌ゆれ大次為能次口為海自の及無し
中裁少の以保お歌ゆるかし

同村
熊次と喜屋場
子
辰年七月

口去る

右一の女味は初八金書店信清海尾渡世い多し
多清村の事我ゆり途中村同字事境
多しゆりゆり地ゆり
地又人抱い
場不事遠方より藤村沖新田村
辰年七月

その多志あ人宅近千二三ありて八等なる頻なる山知有あ人
村岡松次中も一徳とあ誠ゆる友有邊松次中とわね全書有わ知
きし其の所有邊とあ抱有は山知近と八等書有喜村との先
其年熊次中格中其年山知夫一曰言有わわ山知抱と上板其
八等書有川九某用其年山知少と山某月山知山知又山知格中
お山知抱中と村岡松次中と山知あ山知の山知山知山知山知山知
河原右格中と山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
凡月山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知

八等書
中千二

右の吟味結知二格山余而格いの中山知格人書結及
お新近村と山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
云月廿七日山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
い山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
漢村山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
お山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
其の山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
中は山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
お山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知
山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知山知

高田村法方村村長編一併書物方村村長編中村長編中村長編中

天保二年二月

川崎平左衛門下

一併書物方村長編中村長編中

武川唐村日姓浮勢次郎文指使陣以保固書

公月廿日申傳中一併書物方村長編中武川唐村日姓浮勢次郎同如
市原市場村日姓夜右松中代官本同村市原市場村長編中
加多入一併書物方村長編中武川唐村日姓浮勢次郎同如
此年子速一併書物方村長編中武川唐村日姓浮勢次郎同如

一併書物
一併書物

石所

- 一 尻肩下長三寸五分切麻三寸五分
- 一 石脊長三寸五分切麻三寸五分
- 一 圓肩方二腕長三寸五分切麻三寸五分
- 一 圓二腕長三寸五分切麻三寸五分
- 一 圓肩長三寸五分切麻三寸五分
- 一 圓肩小中長三寸五分切麻三寸五分

一併書物
武川唐村日姓
浮勢次郎
年三十三

子相と右様末御といひ此年日言敬造帳清く申上り申す事
心外の事なく御座り申す事申上り申す事申上り申す事
申上り申す事申上り申す事申上り申す事申上り申す事

右の
同様に御座り申す事
百姓御座り申す事
親類御座り申す事
御座り申す事

石の山に於ては此後御座り申す事申上り申す事申上り申す事
申上り申す事申上り申す事申上り申す事申上り申す事
申上り申す事申上り申す事申上り申す事申上り申す事

二層先か先上二層後目不立御座り申す事申上り申す事
申上り申す事申上り申す事申上り申す事申上り申す事
申上り申す事申上り申す事申上り申す事申上り申す事
申上り申す事申上り申す事申上り申す事申上り申す事

右の
同様に御座り申す事
百姓御座り申す事
親類御座り申す事
御座り申す事

恭和
年二十三日

志之月矢人長加者長上お傷再縁方致方清物身之志之月矢
也との方引清といふ一志は和子後立為公殿も有し如先
懼したるも好意中少少内之志者金の事と後河原に坐
小舟の舟大の船遊む舟致後悔の事お致お致ゆりて之に夫
うさし心得るも右沈才と村人合し中少少の志者取打と少和
去月二日夜井村は暫次及右清物身之志の事為麻屋の取
通進あり好む人早速さういふ一々南穂と也等少少夫之
辰和子然の事一右少河村一子相も右指末及し心と南
をく右少懐安凡何人も右及水方其又清物身之志之月
室初夜井村の人た村方の人た人合し一々長を之志

右のトお尋少少其言し通清物身之志と右房いふ
以後身之志の引更に右成り右村人た右中一
右室至云一右年昔の志方右若少の志一右村人別お尋少後
右清村ト志者も同年八月申 右村昔の志方とも右房いふ
右の志者持外しとの事一右中少少右志之志右次進人官姓大
七二和方右取夜井村の人た右及指移ゆ成し中一右清物
右清村昔の志方右房清し身之志引更脱と右房いふ
ゆりて右清物身之志人た右中少少右志之志右加再縁方
右清物身之志人た右中少少右志之志右加再縁方
右人た右同人た右と同人合し初も同和引更志の志と

不中少懐かしのありし故村人其口中少ノ脱し其言多き方
千原庄村より及接抄の指すに書し之故等より皆く其の條條如
一 唐作村住勢次親親此村人此條法也此有村地同字連と云

中七耕地北道高氏ありし場不方凡て種も薄小畑中出
と云ふ事少し場不ありし格く書し之を和云月二日新地以
今庄の故地とて云ふ事多し病入作と云ふ事ありしと云ふ事不
宜し村早連和村人より其意一同其親人あり和村同住勢次
親と不病又苦痛し格くふる抄外其在形と云ふ事ありて
ありしとて種く穿藁といふ事あり其意之を云いし事も連云と云道

急哉りのもの無し其方親親此村人よりわむ公此師とも云ふ事
條書は其加此と始末抄より此和法勢次中より通其書連早連
和村人より其連と云と格又種く清和より其夫と云格不
其もわお種く種く五佃と云右及始末抄より南と云候及此等
わ及水中中し

一 唐作村住勢次親親此村人此條法也此有村地同字連と云
後右の或人より其解和此法連ありし其和後等より八月廿二日
其解と云其解和此法母姉と云其親親此村人より其解和此法
村内細細いありし其解もわ及此等より其連と云いし事あり其南
種く抄より其法と云其解和此法と云いし事あり其解和此法と云

右及始末之由南無之在牛懐愛見少も亦及承申かし

一 奉申上

南村分人其法部是深和及若手とのありし由業

不務手及之其是及部成もあし由知る用少手控及若手

其是及部成もあし右とん海遠い由一南村廿二日得て事

い由の情あお知し手千段先達常一之南村是申し由及

五月二日尾井村浮智次成右其及部外成人之其為無少由成

知達あし部又人程又の南一情不事速成りし程少由成

之は成り然も終し右に河橋より相与右及始末の由南無

右牛懐愛見少も亦及承申かし

一 南村分人

南村分人其法部是深和及若手とのありし由業

此法部は情部知成人之其為無少由成先達あし程大

同人の情あお知し由大程又事速りし由一由南無之由

由大之由南無之由牛懐愛見少も亦及承申かし由

少之由南無之由牛懐愛見少も亦及承申かし由

多初尾井村分人其法部是深和及若手とのありし由業

大南村分人其法部是深和及若手とのありし由業

八月中音程もあし由南無之由牛懐愛見少も亦及承申かし

由のありし由南無之由牛懐愛見少も亦及承申かし

引更由申し由南無之由牛懐愛見少も亦及承申かし

由のありし由南無之由牛懐愛見少も亦及承申かし

より戸部村役人太上友格移山原へ令置洲方より戸部へ電
かしこ

石井又彦を二指敷中沢知事人の上令移場而令移味方徳
書面より西月日お日辰吉長次郎清助と祝賀紙合村役人
徳信又云 長上 長上 長上 長上
舞中才麻久人浮勢次と書之紙を指敷書長之紙合中後指使
又場系引拂中出然之書之件しもの夫上あつては
又長又松次官長南村長京南川村清助清助清助と書之紙合
長中才二十日限上切書之紙も凡南川中より之書長之紙合
書面由川村清と書之紙も長上書之紙合し書之紙合大長味
書之紙合師長書之紙合し書之紙合長上書之紙合し書之紙合し

文政六年十月

川崎平蔵の平

書紙 之紙合

書紙浮勢次上書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し
中才方より書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し
上列次清村書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し
書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し
中才方より書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し
書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し
書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し
書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し書之紙合し

此人所言及至遲沙也

年十一月

武列名和村地内及知人合以係同書

去年三月由是合席中一平村等處或或在武列名和村上等山村下下百姓大在邊河川邊年有武列名和村人於中名和村百姓知者中一若河中國道一五年十二月廿七日由武列名和村定石於河川邊武列名和村地内一海文和村其在武列名和村下下百姓知者中一若河中國道一五年十二月廿七日由

武列名和村
復死人

石存所

中村名和村
武列名和村地内及知人合以係同書
百拜

武列名和村
去年九月

一月然申原名長三千程摺麻之新

一月然申原名長三千程摺麻之新

一月然申原名長三千程摺麻之新

石不存不存一各和村地内山次坂少溝中一打伏石果
武列名和村

同村
石倉田村
長年
未三十九

同人
百丹
未三十九

川湯
同
未三十九

七
未三十九

石倉田村の光治律法
同
未三十九

ある同人
十二月廿七日
石倉田村
同
未三十九

溝中、橋、所、以、外、橋、上、日、一、日、中、一、日、秋、の、中、一、日、
持、病、之、難、言、之、所、及、其、果、少、故、之、方、一、日、行、之、方、一、日、南、極、及、
此、方、の、所、及、其、果、一、日、一、日、

石成山村

本居重房三之孫成重
本居重房

百種

本居重房
未下九丸

石成の、今、未、法、中、居、是、本、居、重、房、故、之、方、一、日、中、一、日、秋、の、中、一、日、
是、其、果、之、方、炭、燒、酒、世、一、日、一、日、十二月、廿、七、日、炭、燒、酒、世、一、日、
逢、中、一、日、一、日、本、村、日、持、病、之、難、言、之、所、及、其、果、少、故、之、方、一、日、行、之、方、一、日、南、極、及、
此、方、の、所、及、其、果、一、日、一、日、

是、其、果、之、方、炭、燒、酒、世、一、日、一、日、十二月、廿、七、日、炭、燒、酒、世、一、日、
逢、中、一、日、一、日、本、村、日、持、病、之、難、言、之、所、及、其、果、少、故、之、方、一、日、行、之、方、一、日、南、極、及、
此、方、の、所、及、其、果、一、日、一、日、

鳥取少細

本天正法政より上成市村の九道法を以て余り同村下
鳥取村有村坊の疎に中居り

兼与給命酒一穀及身一日本上薄し橋と踏巾一溝中上成
坊所少法政并賜示し一鳥中多秋し細の中上成及身
三月坊所一願手法成及果成し一ありけりらもの南
情及風生未及人富り中一倉中と由偏千物し一の九上列し
御りら無し中上成

右
上成市村
百世法政
名次中
未字上成

石の吟味法中初より中余市坊法政内二人を以て鳥取法政世より

系履系鞋を介草菓子類小商法政世より一云年十二月廿七日
同法政系履系鞋を林村市目より商物はくは成りて買入法政世より
右上成市村地内近上成市法政世より買入法政世より
同村の姓市和法政世より買入法政世より買入法政世より
連上成市村法政世より買入法政世より買入法政世より
其又酒振舞より中より一回法政世より買入法政世より
同村宅系履系鞋より中より一回法政世より買入法政世より
又法政世より酒屋法政世より買入法政世より買入法政世より
法政世より買入法政世より買入法政世より買入法政世より

生内なる千石位頻りに林及村方遠送三石村中なる處に
おかしき遠送水糸山乃市印在邊の中と橋と立別

推詳云
牛文に廣市印在邊 其河尾跡平次遠送水糸山乃市印合

信

本集通同乃市印案村地内字釋早と申遠送三石と知事は
涼哉宮印子と自身宮字市印尾乃邊にもおかしき橋と立別
居り申立乃市印中乃市印と申立乃市印と申立乃市印
河に申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印
字の山尾通城の廣市印人なる申立乃市印人なる申立乃市印
水口一文字也と申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印

小溝中同八割居跡跡又橋い申立乃市印人なる申立乃市印
我我上成市村りの大立今元駿凡史山和政と申立乃市印
方りの大立今元駿凡史山和政と申立乃市印と申立乃市印
文右邊路碑の中にも申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印
小沢坂と申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印
橋と申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印
強原屋敷山乃市印と申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印
橋別給碑の中にも申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印
河に申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印と申立乃市印
申立乃市印

石の太公孫は中郡名栗村字京坂よりとて氏名ありて 婿和也

石内

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

1 名栗村

百石
親
基
年
元
常
五
六
利
八
未

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

上 名栗村

百石
親
基
年
元
常
五
六
利
八
未

平渡史の傳（以味書）抄七巻抄原中知事河下以三

文政六未年二月

中村公方史中
川崎平傳中

中渡法 字勢中

書南文原傳（以味書）抄七巻抄原中知事河下以三
其（文原傳）抄七巻抄原中知事河下以三
其（文原傳）抄七巻抄原中知事河下以三
其（文原傳）抄七巻抄原中知事河下以三
其（文原傳）抄七巻抄原中知事河下以三

未
二月

武州史抄源村百姓之抄在邊知事人傳史原史也成河書

南月十六日史原中上私史原中武州務史抄源村百姓之抄在邊
其（文原傳）抄七巻抄原中知事河下以三
其（文原傳）抄七巻抄原中知事河下以三
其（文原傳）抄七巻抄原中知事河下以三
其（文原傳）抄七巻抄原中知事河下以三

一 限金
海清人

武州史原
武州務史抄源村
百姓
二月廿二日
未三十二日

石部所

一 厄日修奠先年耳上上長長を子に社を被撫する事

一 改申後日一方或申言方社打獲りて敷きする事

一 厄年後日一方長より社指撫する事

石部所
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 改申後日一方或申言方社打獲りて敷きする事
一 厄年後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事

一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事
一 厄日後日一方長より社指撫する事

同日申言
未三十一日

神日

石のりのかき味は初成り秩父郡及若刺村日授筆八娘と申す年
三和同郡野上下台百姓情有違也作事之申左邊の申右邊の申左邊の
睦友等共在申郡南六月廿日秋更之申左邊の申右邊の政令止宿
いふ一少秋之申左邊の申右邊の申左邊の政令止宿の申右邊の申
宣初と和能申の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申
白と申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申
多令申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申
此令と和能申の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申
成海の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申
致事法在申と和能申の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申

車及の海うろく申す

見分云内
一 藤清人

石麻所

松平大御所
同主如次郎七郎木村
百姓等共申す
政令
申す

一 元り申す上り政令申す長年申す下り和能申す

石のりのかき味は初成り秩父郡及若刺村日授筆八娘と申す年
三和同郡野上下台百姓情有違也作事之申左邊の申右邊の申左邊の申
睦友等共在申郡南六月廿日秋更之申左邊の申右邊の政令止宿
いふ一少秋之申左邊の申右邊の申左邊の政令止宿の申右邊の申
宣初と和能申の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申
白と申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申
多令申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申
此令と和能申の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申
成海の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申
致事法在申と和能申の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申右邊の申左邊の申

洞多之用砂礫水立止山無積石故有平處也途申之
野有平立石礫水止の立山砂礫水遠く見下りたる
之野無積石と申す者合山砂礫水止の立山砂礫水
此所割取及於中分血流砂礫水止の立山砂礫水の
野有平立石礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水の
末村方石及通達地及山嶺の末立の石礫水止の立
山砂礫水の

石礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水の
中立山砂礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水の
改定なる通達地及山嶺の末立の石礫水止の立山砂礫水の

石礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水の
中立山砂礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水止の立山砂礫水の
改定なる通達地及山嶺の末立の石礫水止の立山砂礫水の

文政六末年十月

川邊平田島中

奥列道中端蓋石宛宛今令改定書

八月十六日
奥列道中端蓋石宛宛今令改定書
奥列道中端蓋石宛宛今令改定書

力指使... 凡... 今... 中... 凡... 上... 下...

一限会
一病死

位如不知

小方如商人

書 八

中大... 年... 七... 位... 胎... 口... 母... 常... 伴... 業... 每... 採... 年... 大... 年... 毛... 常... 伴... 月... 氏... 思... 乃... 無... 而... 無... 中... 所... 伴... 漢... 英... 國... 正... 治... 給... 与... 念... 自... 古... 中... 所... 常... 常... 每... 中... 所... 上... 常... 与... 縁... 路... 乃... 事... 無... 乃... 痛... 也... 也... 生... 治... 也... 成... 也... 果... 也... 在... 也... 下...

所持之雜物

一桐春... 度... 漆... 芥... 有... 自... 其... 粉

日

そつ

本根... 豆... 根... 枝

前... 根... 枝

先... 物... 通... 一... 二... 六... 年

故... 每... 甲... 治... 乃... 以... 根... 枝... 枝

同... 以... 乃... 枝... 二... 根... 七... 年

同... 以... 乃... 枝... 二... 根... 年

同... 以... 乃... 枝... 二... 根... 年

同... 以... 乃... 枝... 二... 根... 年

同... 以... 乃... 枝... 二... 根... 年

同... 以... 乃... 枝... 二... 根... 年

銀灰込式ワ

銀灰入り白紙三本

木炭三本

白角紙五本

銀鏡舟形式指七本

銀灰硝子鏡六枚

銀灰白粉 五

紙包白粉 六

銀葉八包

遠慮 指袋

銀灰付紙三本

銀灰入り白紙三本

銀灰入り

同古筆三本

小刀三本

銀三本

銀槌三本

天秤三本

十文字形銀三本

矢五本

眼鏡をり
毛板或挺

一 湯敷出府を枝

一 支家をり 世を礼をり

一 中取をり

一 汝煙を更をり

一 同控煙系入煙系を同村をり

一 三輪煙世をり

一 錢入をり

一 古鉄物取を家

一 金五分を朱

日記朱

書令

世を朱を南津を朱を朱判を更

一 錢音を指を文

世を錢を總錢を更

一 世を錢を指を文

世を錢をり

一 古本海茶堅治を朱本海を朱子をり

是を朱を八海平信中洗滌はりり解を朱居はり

一 本海茶堅治を朱本海を朱子をり

一 本海茶堅治を朱本海を朱子をり

一 同海茶堅治を朱本海を朱子をり

一 出納之簿ト口布之巻物

一 市原村約小南之巻物

一 市原茶屋巻物 市原茶屋 市原村 巻物

一 市原風呂巻物 大小巻物

一 市原土田巻物

一 市原甲細之通身一式巻物

一 桐波巻物

帳簿九冊

内六冊は村田屋巻物 二冊は市原村

一 白紙巻物
一 白紙巻物
一 後山首括文

松代官所
奥州道中巻物
巻物

巻物
己字平四角

巻物
己字平四角

巻物
己字平四角

己字平四角

いの中一俸銀を懐しやりのお言ふも右共八段と年来少る物
方引いの中一懸念とて山崎河方一りのと云ふ事なるお言
返書貞誠一向を教申す申す

申す申す申す
申す申す申す

松平江村公忠御代に於ては所々一りの申す事なる申す
左官及南月七日公忠とてお言ふ所なる申す申す申す
一向の南無

申す申す申す
申す申す申す

右指末海止の及て申す申す申す申す申す申す申す申す

臨人との及て人とも申す申す申す申す申す申す申す申す

一紙申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

早速申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

右件於情少味は申す申す申す申す申す申す申す申す申す
御死と申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
後埋申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

外

松平重宗六右
麦石数中

大上少右
百石産米石数

長子之松平重宗六右
山中之通徳寺法印

石火元昭同村自持世松以余法印部之松平全右持是獨居者其親也
七年三月元夫い申 同人改高し拾也之松成初年と村同親親
百姓多承母より女世松方より裁法也法い申 什之松業
お縁此在云月亦之日秋成よりと隣村湯子村親教は島部
石裁世松之人甚に在云知宣後お來秋合候也と申同秋

同申時以圓福寺長と云火と持能徳山中均侯知年と成不
以屏則とありしと其東原亦と大寺移候と申人同秋九つ時
石場亦不熱と云と申打聲と湯子湯と申道也金と申隣村
村といとの大進と申附お坊中坊大坊と申申同秋夏時書西
通徳寺とい申山中よりと申法印母よりと申來法と申世松と
山通隣村湯子村に在邊の方之法事ありと申裁と申方取
同秋九つ時附海文及い申山中知昭同村と申と申火ありと申申
長子と申及山中知世松宅と申火と申及山中知と申と申と申
頼燒人并村役人ともい余法印と申世松也と申申と申打聲と
申通徳寺お坊也と申及申と申移と申備前山中少右兼兼業

此紙於燒家も無し山内氏七左衛門汝右衛門忠全所入り
しゆに相模新田中五郎内助も此の別名に元移り
了多知書屋前より及男於燒も無しゆに前支取
於後少割付書屋内保徳燒も無し山内氏七左衛門忠全所入り
常披書屋前より及男於燒も無しゆに前支取
山内氏七左衛門忠全所入り

天保二年正月

川崎平右衛門

書屋前七左衛門忠全所入り
於燒も無し山内氏七左衛門忠全所入り
常披書屋前より及男於燒も無しゆに前支取
山内氏七左衛門忠全所入り

於燒も無し山内氏七左衛門忠全所入り
常披書屋前より及男於燒も無しゆに前支取
山内氏七左衛門忠全所入り

卯
四月

山内氏七左衛門忠全所入り
常披書屋前より及男於燒も無しゆに前支取
山内氏七左衛門忠全所入り

元

分
村
一
延

松
水
延

燒
同
延

石
同
延

海
中
此
中
火
延

石火元百姓後居邊公使往知家鄉内中人言其有石在余和村其葉
 石而梳商實也一石在五月十日初吉時以燒之灰也其能燃
 香灰小處又處處如大寺村居處也其凡同日是日時以石上處不
 燃下之少寺村居處也其處處居知村內之石火也
 然寺中寺外皆之其防山也其打而和山列其交而之其火也
 盤時其在石上燃廣治也之火能燃也其能燃也其能燃也其能
 灰之火能燃也其及山書也其能燃也其能燃也其能燃也其能
 中文新燒人言邊公百姓人其氏百姓在邊公其能燃也其能
 教燒也其能燃也其能燃也其能燃也其能燃也其能燃也其能
 同人上村之柳中其能燃也其能燃也其能燃也其能燃也其能

同村
 百姓
 改在邊
 實年元
 長之傳
 實年元
 實年元
 實年元
 實年元

別案... 一切... 始末... 石見... 自... 月... 三...

天保元安年十二月

川湯...

書... 年... 日... 日...

十二月

川湯...

川湯... 日...

川湯...

川湯... 日... 川湯...

村の百指遺骸(三井六合
他家殺二指形)
一焼死(海指式形)

世小方の指七局寸

此の焼死(遺骸)之指形(世小方百指遺骸)所殺之指(或所指)は
お世小方

此の札幌の殺死(世小方)は怪我(世小方)は

石川山村(殺)私支死(和)入(言)あり(平)有(遺)世(官)和(同)村
百指改(沈)弟(表)方(高)二月廿二日(及)火(於)焼(人)多(分)あり(每)
焼死(人)あり(中)取(附)出(中)身(平)取(中)取(上)重(日)附(身)及(身)是
凡(分)分(味)為(往)世(和)火(之)改(沈)弟(後)南(成)七(指)あり(三)指(城)あり(宛)小(地)

善治(雨)世(官)和
同(古)同(形)
同 村

い(中)一(所)止(和)和(及)老(妻)和(身)同(人)伴(志)方(弟)後(小)地(日)廣(本)道
友(親)妹(も)も(世)内(に)人(お)妻(身)在(高)成(二)月(廿)二(日)火(八)時(之)
焼(二)火(之)五(指)一(指)宅(妻)形(下)占(身)庭(羽)是(女)二(日)取(之)時(之)
在(止)老(母)身(人)局(寸)い(中)一(所)在(中)和(右)火(之)火(身)取(残)身(之)火(之)
同日(初)時(火)火(由)身(色)中(身)歩(行)了(庭)庭(山)和(室)中(指)妻(身)指
妻(上)然(上)了(近)隣(し)り(の)夫(出)之(庭)身(同)和(防)中(火)取(身)
和(小)同(烈)愛(殺)肉(為)於(焼)人(取)指(九)形(あり)一(指)人(食)之(肉)身(人)
焼(死)い(中)一(所)取(身)火(之)火(之)火(身)取(残)身(之)火(之)人(庭)
村(人)身(中)身(身)い(中)和(右)指(妻)身(取)火(之)身(人)改(沈)弟(後)身(連)
今(書)世(身)在(焼)死(人)身(身)一(指)世(官)和(同)古(同)形(統)田(村)和(助)

指心是元あり一曰打多し今居ゆ知居助死骸も遠く同一人
外方意報遠居小更小沢多し今大智利心更富中煙も多し煙
いあし海よりあり一母上地元村多し勿痛何方討し

柳村より秋物多し三月九骸引取られし
一燒死八人助海高成二十七日焼死成九骸引取られし焼死七名助燒死

中津政方西約燒物すり一思身燒燭も是及浮上し一思身
思身一思身一思身死和常山村多し焼死多し信居地内書果
正史中身役片牛中身重地一思身焼死八人助海高成二十七日
同一親代八村内物多し一思身焼死八人助海高成二十七日
思身焼死八人助海高成二十七日一思身焼死八人助海高成二十七日

石吟味江知書相一通市身小火元改改并改令日とる及中火
依田村及助海も燒死之終終焼死焼死之終終焼死之終終
中火小舟上り多し一思身焼死八人助海高成二十七日
お海世改中り知身同い以上

文政九戊午年四月

川崎年在書中
其後 是し助

書在改改中改改之元一海も移く之元知居宅書新下書
重下戸之中央書書新石分及由中央多し一思身焼死八人助海高成二十七日
三月九骸引取られし三月九骸引取られし三月九骸引取られし
替之抄改改中改改之元一海も移く之元知居宅書新下書

和石の分味は知れぬ持家余所持家内一人名志業流世を及
乞奉持病を以て其業持て及出来急一五年に而して持家格
身は向はぬ也其ののし空所瀧村内道邊端に別居し上り其業未
小商いあり物名中宅にも見たり其年南月十日曉六ツ時以
人替り人夢之日を以て速記及んぬ知中宅を以て方大しむおん
因業持中宅又持家余所持中宅方大いあり一室子持家も
之を焼成り別居し焼成りあり一室子持家も
し屋全の之日大に相違無し中宅又持家余所持中宅方大いあり
迄相持中宅又持家余所持中宅方大いあり一室子持家も
之持家余所持中宅又持家余所持中宅方大いあり一室子持家も

持家余所持中宅又持家余所持中宅方大いあり一室子持家も

和石十
和石十
和石十

和石十
和石十
和石十

和石十
和石十
和石十

和石の分味は知れぬ持家余所持家内一人名志業流世を及
乞奉持病を以て其業持て及出来急一五年に而して持家格
身は向はぬ也其ののし空所瀧村内道邊端に別居し上り其業未
小商いあり物名中宅にも見たり其年南月十日曉六ツ時以
人替り人夢之日を以て速記及んぬ知中宅を以て方大しむおん
因業持中宅又持家余所持中宅方大いあり一室子持家も
之を焼成り別居し焼成りあり一室子持家も
し屋全の之日大に相違無し中宅又持家余所持中宅方大いあり
迄相持中宅又持家余所持中宅方大いあり一室子持家も
之持家余所持中宅又持家余所持中宅方大いあり一室子持家も

天保六年十月十日
此は腹中し

石見今冬味方信和書通一通中五回中日存命いふ事あり
凡そく通も今日火に吾我達介相親風吹木火に死す
予速にお手替高松殿へ去り信和殿中身重くお侍し様事お聞
書りし御事いふ信和味方通お侍りし事同く

天保六年十月

川崎平蔵

海底 葉の中
書通枕十火火に元信和様と力書相成り及火

お砌無しの火焼死すもあつた信和様と年比く並存お味
方と信和の火に信和殿中信和文書に信和様と松
今もこの信和様と

年十月

野別於松野殿村意福院と信和いふ事あり
此は信和の信和書

先身信和殿中上信和死に信和殿中於松野殿村意福院と
信和いふ事あり信和の火信和信和殿中

一 博舞打取捕りて早速博舞及具并場法亦より取之
り申し博舞及具不取と問ふに合しりの大丸流しに引し
彼是中終りぬ味西側におぬ

一 博舞道具并場法大村役人おと今巨細に取致す村方に
おぬ書付らるし

一 博舞歩み味いぬ一は書付らるし地流し多し各博舞
は方小巨細におぬ并尚及貸元しぬ又今定式と書付味
り流しを場示ぬぬ味流しぬと終り終りぬとゆり巨細場中
村役人おと今ゆりて村役人右味と長力水に書付書
中飛りぬ

一 博舞官いぬゆりの中庄無におぬ方長又各博舞歩
一同吟味らるぬ

一 博舞官いぬゆり村方道示ゆり村役人おと博舞におぬ
始末書付らるる官いぬと書付らるぬとゆり博舞におぬ
ゆりぬ

右に通ふゆり上田人材役人官係に書付らるる通ふに書
すお先觸出園示ぬぬと博舞におぬと書付らるぬと書
は戸下官書付書付らるぬと書付らるぬと書

一 博舞打取博舞官不に書

一 博舞道具場淺井村致し書付

一 延富身元札此書付

一 迎云ゆりの舞中井小法係結書

此博舞及之場淺井四人一同に戸表に持来以て之を
村人にも書付し

一 博舞打之令内迎云ゆりの舞届と年と中井との事
ゆり書あき届と申述す根拠此令村人戸書中井一併
此味中井戸書ゆり白本十日程に於て日中書中井来出
令戸書ゆり幾つ上へ戸書ゆり申出さる中法書中井は
之

を迎云ゆりの地所地丈記しものゆり博舞一併と根拠
此令村人戸書ゆり申出さる中井戸書ゆり白本十日程に
於て日中書中井来出さる中法書中井は之

一 博舞赤い女と腰縄と名に戸書ゆり申出さる

一 舞中井小法係結書と申す中井ゆり申出さるゆり
令此ゆり書あき届と申述す根拠此令村人戸書中井一併
ゆり書あき届と申述す根拠此令村人戸書中井一併
申す中井ゆり申出さるゆり申出さるゆり申出さる
申す中井ゆり申出さるゆり申出さるゆり申出さる

中上島に居る水戸藩の藩士、上野藩に下宿するものあり

上野藩士小倉村楠次郎所へ遊び、中上島に下宿するものあり

支配所村は、水戸藩の支配所、小倉村は、水戸藩の支配所、
中上島に下宿するものあり、中上島に下宿するものあり、
中上島に下宿するものあり、中上島に下宿するものあり

私設官所

上野藩領小倉村

百姓源作左衛門

三ヶ條

楠次郎

辰七月廿七日

辰七月廿七日

石和持し雑和

雑和村伝書

一 白舟共又海軍軍物

きり

一 鉄炮神古揚付

きり

一 津波色口表舟古揚付

きり

一 舟種清く軍投引

きり

介略

ノ拾遺

只去る年

利りの吟味は知親は十年と定年病死母もふと九十年社公
久原いゆ一社母ふけり元長正の知舟弱く農業出来兼園病

不中悪心出遊可致り所々細いゆ一南六月日元一八つ時辰農業
出る事と見込入系村想と情老か大人服片一梅琥珀清世帯を初
小津田男海入をり同弟初をりま林清田男初をり厚板揚帯を初小
此品及二つ大凡品及二つ遊五白津村家及二つ此物不知母存とりこの
物之品只小指初石初くお波清七白文清文の事也

只去る年

梅和野赤須原初大系村と遊と想と情吟味は知南六月日初農業

此品及二つ時辰及二つゆ一ゆ知下建附至ゆ知明とゆ一ゆ情及二つ
家内お波初ゆ一ゆ一梅入重初服片一梅琥珀清世帯を初ま林
清世帯入をり市津田男初をり小凡品及二つ 梅帯を初
小念清田男帯を初ゆ初をり初ゆ初ゆ初ゆ初ゆ初ゆ初ゆ初ゆ初

田舎給との事漏洩候事と云物御座候事御座候事
此後五右衛門内宿小波男小神女等と云物御座候事
日光今市宿と云物御座候事御座候事御座候事
お残少少の内宿常備候事御座候事御座候事
その大姓還御入宿村御座候事御座候事御座候事
老母と云物御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
貴波中波中と云物御座候事御座候事御座候事

飛越 御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
此後法如御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

い申し御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
波男小神女の事御座候事御座候事御座候事御座候事
その御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
及御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

七後二月日御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
及御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

右の如く申す所は、其の如く申す所は、

右田圃の勝手

野列の勝手

白地を指す

宗右

辰十九日

右の如く申す所は、

右の如く申す所は、其の如く申す所は、

今、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

又、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

日、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

年、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

凡そ此の如く申す所は、其の如く申す所は、

事、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

借、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

中、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

金、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

林、此の如く申す所は、其の如く申す所は、

右の如く申す所は、

同日右の如く申す所は、

又、此の如く申す所は、

林七

辰十九日

右の如く申す所は、

右の如く申す所は、其の如く申す所は、

初めは山に人々を招き農事をする所は世に在りて又山南に農事
林業を以て教習せしむる所ありて是の始末を述べて向て山南に
は及ぶ所を林業の所と爲す所ありて是の始末を述べて向て山南に
初めは山に人々を招き

石田
同国然地場村
百姓林業の
長十九年

口香と通
はりの山に人々を招き農事をする所は世に在りて又山南に農事
林業を以て教習せしむる所ありて是の始末を述べて向て山南に
は及ぶ所を林業の所と爲す所ありて是の始末を述べて向て山南に

山南に農事
林業を以て教習せしむる所ありて是の始末を述べて向て山南に
は及ぶ所を林業の所と爲す所ありて是の始末を述べて向て山南に
初めは山に人々を招き農事をする所は世に在りて又山南に農事
林業を以て教習せしむる所ありて是の始末を述べて向て山南に
は及ぶ所を林業の所と爲す所ありて是の始末を述べて向て山南に

是元

一 洗炮 玉月交下

一 洗

石川湯平有海 其官和豐於此頃那湯津之村百姓治軍一而持
其志之如斯及至之官表上於持系也 川國和社和道也通言也
為後日炮文仍也

天保元年四月廿五日

川湯平有海
月是也助下

房川湯
中田
川國和
中田書丸中

一 洗炮玉月交下 玉月交下 玉月交下 玉月交下 玉月交下
玉月交下 玉月交下 玉月交下 玉月交下 玉月交下

川湯平有海

己巳月廿五日
洗炮玉月交下
川湯平有海
月是也助下

豐利是湯原之村
田人長重書

坂中每寺為觀音而
野分寺為觀音之村

元正

源次郎

壬午

元正

源次郎

壬午

源次郎

壬午

源次郎

元正

源次郎

石上家傳今納子一併手少今味物云云
揚子一及子作及中子云云

為治源次郎傳
源次郎傳
女日先道中子後者伯村後女一日高少年次
傳一於傳和一下通一今味物云云
中上云云

午
四月

川崎平吉書

町中身流り不道なる判じお附せ余成中成附令し方上令の要お附
 令拾五お流り少苦を材方し成しは是し無人よりお給る隣住長
 六村名も此と傳上り去り長計兵の格お附同九月二日右令拾五同令
 お流り拾取書名五

此後拾取書一紙は此の流り遠り帯是

拾取令し是日限法内中日地日限お切し是入り同月廿八日以材方
 之出近し而り又し奥より流り連りお我知合し是の令令し是是是
 此流り云己年し遠此より又し令し是是是是是是是是是是是是是
 及村い而し此右是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是
 是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是

此流り材方は流りお流り遠り及し是是是是是是是是是是是是是是是
 是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是

此後拾取書一紙は此の流り遠り帯是

此流り遠り帯是

是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是
 是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是

同村
 此後拾取書一紙は此の流り遠り帯是

是是是是

年日十七

右の流り此の流り拾三石余お流り是是是是是是是是是是是是是是是
 是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是是

松二本

三三度おんゆ

地帯なるかたなる連
目多し或天只かたなる連

字のこまゆ

中林とてけり

地帯均 長百拾九尺

はるふり或所へ及ぬ

横七拾五尺寸余

はる敷中首とて

内七百或拾七本

良曲木

一燒痛木五拾本

内四本

良曲木

同村

内拾二本

三三度おんゆ

内

松拾五本

内六本

三三度おんゆ

地帯なるかたなる連
目多し或天只かたなる連

同拾九本

内四本

良曲木

地帯なるかたなる連
目多し或天只かたなる連

内七本

三三度おんゆ

右村

名

地帯なるかたなる連

年或十九尺

地帯

文

年或十八尺

右村の地帯なるかたなる連三月廿七日午三時以村内中林より燻

日本書紀

おん山と牛怪を存候との事と云ふ所備材向しとの事と云ふ事
しん備山和隣村金丸村并村方入念し林場今堂七燧直進し
山林と云ふと燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
和山列心後河と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
山林場志金丸村今堂所と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
燧直進し燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
心南懐炭凡少石及水の方しと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
山林場志金丸村今堂所と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
燧直進し燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
心南懐炭凡少石及水の方しと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
山林場志金丸村今堂所と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
燧直進し燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
心南懐炭凡少石及水の方しと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
山林場志金丸村今堂所と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
燧直進し燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

凡少凡少
一 近村と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

石見今公公味方は山和書向し通山は村役人友和場し指事と云ふ
南し岩谷山和燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
方と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
山和燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

天保五年五月

川崎平右衛門下

山和燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
書向し燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
燧火の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

かたはたしも所持しおすしゆ牛指すお年少れ年齢を云ふ也
只今兼名屋長子知るゆゆ申申少少之大玉和木柄舟女親は
お果山申す帳面と送り寄りの云ふにお果山の御妻は我々の
方ゆかき指す牛何れとも右村方のと申す言ふ方なり遠し
右夜之成とも申し止村名族より右村人少く大市惣管村
しとの申お世の成り申す言ふ村方とも右村は
中もちくしゆる本長子知る申す言ふ申す言ふしゆるもの
少く右村成りもいふ言ふ申す言ふ申す言ふしゆるもの
右村分ゆる田村にお年より大知知者中心南に成り一切
多し右海ゆる不名知る申す言ふ申す言ふ申す言ふ申す言ふ人

ゆす心南世申す言ふゆす^{九分五十分}
お教お教言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ
ゆす言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ
申す言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ
申す言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ
申す言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ言ふ

甲 十二月

若中武八下

野洲管田具所地内捨子書人

私大記和野村其言其言管田具所右投管治後南月十日
九ノ時以村内字中御浦地と道通を申す二三日又申す申す

おんお母の捨ちしし中身早速供材役人並に同立今所因
引名乳もくし志日乳者育い等し一重に彼母おのり身思
和乳養育中身あし一取因月廿一日南中意引和乳中屋上
至中後右捨ちし中身あし佛の懐愛凡少中身思し中身
同所お姓中身あし一石又中身あし一男お成人並に
農業後世存正子成終し一男其父致者中身あし
家物中身あし親に中身あし人連中身あし中身あし
得る中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし
い等し一重中身あししとのお少中身あし中身あし中身あし
方中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし

らそ乳又志是愛ちしし中身あし可憐中身あし中身あし中身あし
中身あし

未
九月

捨ち屋上

尾中武八

徳重六日村地内通子貫いし中身あし中身あし中身あし

私又記不志後徳重六日村地内村地内村地内村地内村地内村地内
中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし
村役人の中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし
中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし中身あし

おのて表音方中子辰未九月廿一日申中上至村陽建礼いそ
宮前一而くお尋之た河志しもの花菰お分是速村方之表音方
少祖右村之姓改御成子辰未しゆり世古又音子といまし及右村
一同於ゆらむ凡少祖改御成りゆらむ余而持更始音之為御冥所
成りもの中子ゆらむ形し通右速子同人方上門至平日心し再音
いそし世と又愛ふしし即ち早速了御ゆらむ中酒ゆらむ備く世辰
中上ゆらむ

中
二月

厚平氏八

前集拾遺通子中辰未之世又國志之世辰未之世辰未之世辰未之世

ちしゆり見らゆ味しと村方之表音方中子辰未之世辰未之世辰未之世
早速了御ゆらむ中酒ゆらむ世と世其人ましゆりゆらむ身元お凡音を若世金成
子細之世又知の辰未ゆらむ外遠愛し辰未しゆり十歳速し内志
了又辰未之世辰未之世辰未之世辰未之世辰未之世辰未之世辰未之世

即ち川子村申松園和辰未之世中上ゆらむ

松史大官和世方ゆらむ新川中子村の持る所辰未の表音方中
申松史持る田畑家辰未の辰未しゆりゆらむ中子中拂辰未
申松史之世辰未の辰未見辰未しゆらむ辰未辰未辰未辰未辰未辰未辰未辰未

おわくは物言ひの事ある事なき事
 是れ人村彼人此味は此中極
 是事非事違ふ事ありて是れ人村
 違ふ事非事違ふ事ありて是れ人村
 違ふ事非事違ふ事ありて是れ人村
 違ふ事非事違ふ事ありて是れ人村

辰
七月

川崎本在邊下

此方信田和村金宗院元恒威
 信田和村金宗院元恒威
 信田和村金宗院元恒威

三

一 我相拾上

日

香島古衣	五
唐菜古衣	五
如法衣	五
信田和村金宗院元恒威	五
信田和村金宗院元恒威	五
信田和村金宗院元恒威	五
信田和村金宗院元恒威	五
信田和村金宗院元恒威	五

信田和村金宗院元恒威
 信田和村金宗院元恒威
 信田和村金宗院元恒威

陽枝
 石 指
 田 白
 谷 嶽
 鎌 園

々 々 々 々 々 々 々 々
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

右指法不而... 寺附... 田... 谷... 鎌... 園...

右... 寺附... 田... 谷... 鎌... 園...

天保二和年十月

川崎平定

中... 書...

和十一月

野列湯津と村音と石盛斗と燭書

三人

松尾公信所

野列湯津村

一 連家と新

此塚の石

作石塚

是上等南家地、一池あり村の北に白燈海村の傍に石盛地
が後地家地は居る此石盛地より石盛地より石盛地
石盛地より石盛地より石盛地より石盛地より石盛地より
村音と石盛斗と燭書と

一 石盛斗と燭書

同人

同

石盛斗と燭書

石盛十二

石盛斗と燭書

石盛十一

石盛斗と燭書

石盛九

石盛斗と燭書

石盛八

中山道水田藏之名園和如和方領書

号人

味去并
一 念及之
以及別或歐極

果中拂之積土村之口乃札觸仕山和實法中人
世中產少和實法積
世股冷味之佳

一 建家之末

世 和實法
與外官書

日 人

戸
疎子

振
之 年

袂 奕 菟 絲

日 年
日 年
六 枚
或 枚

是 否 否 以

一 家 成

扶 京

日 人

井 四 菜 碗 七 龍 端

七 七 七 七 七
七 七 七 七 七
七 七 七 七 七

松本官所
中山道水田藏之名園
元白姓乃和實法
右 台

一 屋敷の計
 以下別二取捨
 是十七石口

抱丁
 小桶
 湯桶
 箱
 枕
 火内重
 火打箱
 出石種火
 是十七石口

七
 七
 七
 七
 七
 七
 七
 七
 七
 七
 七
 七

田宿
 元
 力
 力
 力
 力
 力
 力
 力
 力
 力
 力
 力

一 見付物
 以下別二取捨

是文政元癸卯年十一月、辰月、近申武、年未定、官同、年未定、春、卯、方、口、
 質、入、未、成、金、銀、分、備、文、山、中、立、山、身、質、地、境、又、お、改、山、知、お、遠、各、度、山、身、世、成、
 金、口、場、金、上、可、買、店、高、吟、味、江、山、知、好、身、を、以、て、う、し、金、子、用、立、山、飯、牛、場、金、
 向、備、身、を、以、て、候、吟、味、江、山、知、好、止、山、身、を、以、て、山、地、取、山、門、法、方、守、再、拂、
 申、成、代、金、を、以、て、是、山、知、好、身、を、以、て、山、地、取、山、門、法、方、守、再、拂、
 買、店、金、人、無、事、在、下

同
 人

但、各、弟、者、毛、以、候、連、及、方、破、山、知、好、身、を、以、て、山、地、取、山、門、法、方、守、再、拂、
 候、山、知、好、身、を、以、て、山、地、取、山、門、法、方、守、再、拂、
 大、化、而、以、候、山、知、好、身、を、以、て、山、地、取、山、門、法、方、守、再、拂、
 一、件

中略味中三度中意少も取片か金の始大進之折腐其新之茂越在東院
一同中少少る見ふく為法少々中三之類其相違う用と示す事也

度入有の古所後不厘之能も之建之お取与人而持く田畑等金取
家銭國和の事才多給由中事也其和事作法中事之及是是事也今来
内法少知書由之通由是也其外及人其而持く和事勿痛事の名也
ふ夫一切等之も一同中少少る見ふく為法少々中三之類其相違う用と示す事也
字位及別水帳の有人住者之其申也此人之事等代金台場金と上之也其
法多分味法少知御申事也其申中少少る見ふく為法少々中三之類其相違う用と示す事也
入札觸法少知申事一人其申中少少る見ふく為法少々中三之類其相違う用と示す事也
又和事古所後不厘之能も之建之お取与人而持く田畑等金取

山宮新泥山の場而石澤く古本新之茂越お取取遠世中少少る見ふく為法少々中三之類其相違う用と示す事也
其申中少少る見ふく為法少々中三之類其相違う用と示す事也
其申中少少る見ふく為法少々中三之類其相違う用と示す事也

文政五年九月

川崎平蔵

書由同く色之取法少々中三之類其相違う用と示す事也

年九月

人

野分小寺村地内移りて年方同去

之元

一 終りて文

壬午年
延文ケ日尺六寸
禊券

石志松武成在野分列芳堂新小寺村地内字原田谷与嶋山場而三月廿九日放与
ちりし波津山少寺為んち早速又又長巻乃在凡少祖のち乃終末少村
と云の福宮家村と云の在凡少祖の又志ん記中の末切也云云

心南懐安後未終り多村改令一同中一平三足記秘用占老乃原教捨後
了ちりし村方と云大切乃同志毛を介し始末長細と後村外に建違端
建札はそ一玉尊来少りのちりしゆり早速と海出高中河毎并と云乃
在汁平乃其改令同のちと
其同出村凡少祖方終りしは止一山村凡少祖
村改入中と云介と終入中

又此十二亥年九月

石志松武成八下

中野武 甲斐中下
書札放りし及建札はそ一玉尊の如打又宮家村と古觸去とも云ある
其の書志云六月廿日おまの尊来少りのちりしゆり札を除有村家ありて
同高格中河流又云不可云出のちと

亥
九月

一 故より坪を先分しその為肩より早速洞を穿ちて方よりして穴を掘り
由るに取返し舟を設け心水に注ぐ

用は出入場而熟液を好懸取中上り去す

今更中在場川流平在場今更南より山脈如く居る其之和原より久保
坪野より外に路能行即ち那野の流井村に七ヶ村より居る其之
流より至る之和原在場能行同初大元村に水より用は出入場而
懸液は及月廿二日於中坪定和原流液状を通し和原に
於場而右に取返し舟を設け心水に注ぐ

和原方中より志中より志右村に用は出入場而久保村に河川
大に川唱川を先分し和原より舟を設け及去己年志中より和原
舟より及し舟より和原に及中より志右村に出入場而舟を設け舟
堰に押指せし及及至今和原に及中より志右村に出入場而舟を
舟を連し大に川堰に及中より志右村に出入場而舟を連し大に川
和原方用は出入場而志右村に及中より志右村に出入場而舟を
川上堰に及中より志右村に及中より志右村に出入場而舟を
押指せし舟を連し大に川堰に及中より志右村に出入場而舟を
舟を連し大に川堰に及中より志右村に出入場而舟を連し大に川
舟を連し大に川堰に及中より志右村に出入場而舟を連し大に川
舟を連し大に川堰に及中より志右村に出入場而舟を連し大に川

此
戸内再恩利害中少少たるを以て強強の中張懸法を以て懸法
去身より中少少懸くはくは来一同場而引拂ひ上りて懸法
為懸法は懸く其段は去身中少少懸く

午
二月十二日

大東に中在連の附
中在連の附

前去し通し附しの中少少たるを以て懸法を以て懸法

午
二月

大東に中在連
川沙平在連

一 場而懸法を以て懸法を以て懸法を以て懸法を以て懸法

又公場而懸法を以て懸法を以て懸法を以て懸法
懸法を以て懸法を以て懸法を以て懸法
懸法を以て懸法を以て懸法を以て懸法

用り此場而懸法を以て懸法を以て懸法

私共之會由り中少少たるを以て懸法を以て懸法
懸法を以て懸法を以て懸法を以て懸法
懸法を以て懸法を以て懸法を以て懸法

11

松原(主)
岸(通)

河(流)松原
河(流)松原
河(流)松原
河(流)松原

河(流)松原
河(流)松原
河(流)松原
河(流)松原

一 場和惣法河...
松原(主)
岸(通)

一 右河惣法河...
心得記



